

※協会のうごき

R 4年 5月

- 9日 中央支部理事会
- 20日 令和4年度定時総会(中央支部、本部、政研)
ANAクラウンプラザホテル
- 26日 秋田中央建築士会総会懇親会(佐藤中央支部長)



R 4年 6月(予定)

- 3日 (公社)秋田県木材加工推進機構理事会(村田会長)
- 14日 建築士定期講習会(秋田テルサ)
- 22日 日事連全国会長会議・定時総会・日事政研総会
(村田会長)
- 28日 (一社)秋田県建築士会総会懇親会(村田会長)



第2回 理事会報告

- ◎日時 令和4年5月20日(金)14:30～
- ◎場所 ANAクラウンプラザホテル
- ◎出席 理事12名 監事3名
- ◎協議事項 三役の互選について
会長 村田 良太
副会長 佐藤 友一 佐藤 幸喜 清水川 隆
専務理事 花田 順

※定款第29条の規定により新役員は令和6年度の総会までの任期となります。

※常任委員会は任命した会長の任期と同じ二年間となります。6月理事会で新委員会の委員等が承認され、委員会活動を開始いたしますので、任命された会員の方、ご協力のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

林野庁補助事業

外構部の木質化対策支援事業(外構実証型事業)について

この度、林野庁補助事業「木材産業国際競争力・製品供給力強化緊急対策のうち木材製品の消費拡大対策」の一環として、「外構部の木質化対策支援事業企画提案型実証事業」の募集を開始しました。本事業では、これまで木材利用が低位であった非住宅及び住宅の外構部(塀、デッキ)の木質化を図るための実証的取組みに対し、木材費等への費用の一部を助成するものです。

【事業概要】 本事業の対象とする施設は塀又はデッキで、建物の外部にある次の要件をすべて満たす施設とします。

- 塀 :木材の使用量が延長(m)当り0.04㎡以上かつ合計0.4㎡以上
- デッキ :木材の使用量が床面積(㎡)当り0.05㎡以上かつ合計0.5㎡以上

- ・基礎を施工するなどして、屋外に固定され、容易に持ち運びができないこと
- ・事業申請の審査結果により、全木協連が本事業として採択する旨の通知した日付以前に着手していないもの
- ・助成申請をしている外構施設が本事業意外に国、地方公共団体、その他の公的機関「かたの補助や助成を受けていないもの
- ・反社会的勢力が整備し、又は所有するものでないもの

※詳しくは外構部の木質化対策支援事業ホームページをご覧ください。

国交省より税制関係に係るお知らせ

- ①増改築工事証明書(所得税)についての通達
リフォーム減税(ローン型)の廃止に伴い、当該制度に係る記載(判断基準、証明手続き等)を削除しております。また住宅ローン減税における買取再販住宅の区分の創設に伴い、増改築等工事証明書が住宅ローン減税における買取再販住宅に該当することを証する証明書として定められましたので、その証明にあたっての判断基準、証明手続き等に係る記載を追加しております。さらにリフォーム減税における省エネ改修に係る全窓要件の緩和により省エネ改修に係る判断基準等に係る記載を見直しております。
- ②認定長期優良住宅建築証明書についての通達
- ③認定炭素住宅建築証明書についての通達
住宅ローン減税における認定長期優良住宅・認定炭素住宅である既存住宅への借入限度額の上乗せ措置の創設に伴い、既存住宅についても認定長期優良住宅建築証明書・認定炭素住宅建築証明書を発行できるよう、判断基準、証明手続き等に係る記載を追加しております。
- ④贈与税非課税措置についての通達
令和4年度税制改正により、住宅取得資金に係る贈与税非課税措置についても適用期限が2年延長されましたので、改正の概要及び留意事項を定めた通知を新たに定めております。
- ⑤住宅省エネルギー性能証明書についての通達
住宅ローン減税等において、ZEH水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅の区分を創設し、これらの特例を受ける場合には住宅取得者は確定申告時に住宅の省エネ性能を証明する証明書の提出が必要となりました。この証明書の一つとして、今般「住宅省エネルギー性能証明書」が創設されています。本通知は、住宅省エネルギー性能証明書の証明にあたっての判断基準・証明手続き等の留意事項を定めるものになります。

※当協会ホームページから入れます。

- ◎令和4年度RC造・鉄骨造・SRC造・木造
「国土交通対人登録 耐震診断資格者講習」「耐震改修技術者講習」
- ◎令和4年度国土交通大臣登録講習
「特定建築物調査員講習」

※上記講習会案内事務局にあります。

第1期 建築士定期講習 令和4年6月14日(火) 秋田テルサにて開催予定

※令和4年4月1日から受け付けいたします。 会場コード1E-51